



月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2020
5
No.465

シリーズ企画

軽減税率制度導入後の影響……………2

近畿会企画

大阪地区会「こだわり旅行」今昔物語……………6

会計事務所・顧問先向け

MJSソリューションの紹介……………11

事務所訪問

真野税理士事務所……………12

ミロクシステムQ&A

『法人税申告書』……………15

会計人のリレーエッセイ

近畿ミロク会計人会 毛利 恵行……………19

今月の表紙:琵琶湖に昇る朝日

場所:滋賀県 提供:廣瀬 伸彦(近畿ミロク会計人会)

日本の未来—
企業を支える



ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

軽減税率制度導入後の影響

2019年10月に消費税増税が実行され、それに伴い軽減税率制度も導入されました。

一般の生活者を含め、導入前から物議を醸していた同制度ですが、導入以後にはどのような課題が生じているのでしょうか。

導入前から想定されていたことと実際に生じたこと、そしてその対応策について、

税理士法人平川会計パートナーズの佐々木 京子先生に伺いました。

軽減税率制度の意義と導入にあたっての措置

社会保障と税の一体改革の下、消費税率の引き上げに伴い、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されました。本稿ではこの制度を導入する前に想定されていた課題をあらためて整理するとともに、導入後にどのような問題やリスクが明らかになったのかをお伝えしたいと思います。

そもそも、この軽減税率制度の実施によって、事業者は「商品管理」と「申告・納税」に関して、次のような対応が求められることになりました。まず商品管理に関しては、消費者から適用税率を尋ねられる場合や事業者から



さ さ き きょうこ 氏
佐々木 京子 氏

税理士法人平川会計パートナーズ
執行役員(税理士)

MJS税経システム研究所 客員研究員。学習院大学経済学部卒業。第48回税理士試験合格。住友信託銀行(株)を経て、税理士法人平川会計パートナーズに所属。日本税務会計学会会員。主な著書に「記載例でわかる 軽減税率対応 消費税区分経理・申告ガイドブック」(共著、ぎょうせい)、「平成31年度よくわかる 税制改正と実務の徹底対策」(共著、日本法令)などがある。

請求書(領収書)の発行を求められる場合に対応するため、適切に商品管理を行うとともに、個々の商品の適用税率を把握しておかなければならなくなりました。それと同時に軽減税率に対応したレジやシステムなどを導入し、商品管理や会計の効率化を図る必要が生じました。もう一方の申告・納税に関しては、申告の際に適切に消費税額を計算するため、軽減税率が適用される売上・仕入と標準税率が適用される売上・仕入をそれぞれ区分して記帳しなければならなくなりました(図1、区分経理)。また、申告にあたっての税額計算では、軽減税率が適用される1年間の取引の合計額と標準税率が適用される1年間の取引の合計額を区分して計算する必要も生じることになりました。

この区分経理に対応した方法を区分記載請求書等保存方式と言い、仕入税額控除を受けるためには、これに対応する必要があります。しかし、実際にはレジを導入していないなどの要因で区分経理を実施できない中小企業・個人事業主も数多く存在します。そこで、政府が時限的に設けたのが「中小事業者の消費税計算の特例」です。例えば2023年9月30日までの期間において、「課税売上(税込)」に「通常の連続する10営業日の課税売上(税込)に占める当該10営業日中の軽減税率の対象となる課税売上(税込)」の割合(軽減売上割合)を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上(税込)を算出し、売上税額を算定できるというものがあります。その他にも主として軽減対象資産の譲渡などを行う事業者(適用対象期間中の課税売上のうち、軽減税率の対象となる課税売上(税込)の割合がおおむね50%以上である事業者)は、課税売上(税込)の50%を軽減税率の対象となる課税売上(税込)として算出することもできるようになっています。軽減税率制度への対応が難しい中小零細企業の場合、こうした制度を活用しながら、数年かけて徐々に移行していくという手もあるでしょう。

図1 帳簿及び請求書等の記載事項の比較

	請求書等保存方式 (令和元年9月末まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)																																																																		
帳簿の記載事項	<p>総勘定元帳(仕入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>●●年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事(株) 11月分 日用品及び食料品</td> <td>129,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払い対価の額</p>	●●年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事(株) 11月分 日用品及び食料品	129,600	<p>総勘定元帳(仕入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>●●年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事(株) 11月分日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事(株) 11月分※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>請求書等保存方式の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。</p>	●●年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事(株) 11月分日用品	88,000	11 30	△△商事(株) 11月分※食料品	43,200	<p>総勘定元帳(仕入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>●●年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事(株) 11月分日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事(株) 11月分※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p>	●●年 月 日	摘要	借方	11 30	△△商事(株) 11月分日用品	88,000	11 30	△△商事(株) 11月分※食料品	43,200																																										
	●●年 月 日	摘要	借方																																																																		
11 30	△△商事(株) 11月分 日用品及び食料品	129,600																																																																			
●●年 月 日	摘要	借方																																																																			
11 30	△△商事(株) 11月分日用品	88,000																																																																			
11 30	△△商事(株) 11月分※食料品	43,200																																																																			
●●年 月 日	摘要	借方																																																																			
11 30	△△商事(株) 11月分日用品	88,000																																																																			
11 30	△△商事(株) 11月分※食料品	43,200																																																																			
請求書等の記載事項	<p>請求書</p> <p>(株)●●御中 ●●年11月30日 11月分 129,600円(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>129,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>△△商事(株)</p> <p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ⑤書類の公布を受ける事業者の氏名又は名称</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉	5,400円	11/1	牛肉	10,800円	11/2	キッチンペーパー	2,160円	：	：	：	合計		129,600円	<p>請求書</p> <p>(株)●●御中 ●●年11月30日 11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉※</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉※</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td> <td>43,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事(株)</p> <p>請求書等保存方式の請求書等の記載事項に、以下を加えます。 ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み) ※①及び②の追加記載事項は受領者による追記可</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉※	5,400円	11/1	牛肉※	10,800円	11/2	キッチンペーパー	2,200円	：	：	：	合計		131,200円	10%対象		88,000円	8%対象		43,200円	<p>請求書</p> <p>(株)●●御中 ●●年11月30日 11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>120,000円/消費税11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象 80,000円/消費税8,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象 40,000円/消費税3,200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事(株) 登録番号 T1234567890123</p> <p>区分記載請求書等保存方式の記載事項に、以下を加えます。 ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※税率ごとに区分して合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉※	5,000円	11/1	牛肉※	10,000円	11/2	キッチンペーパー	2,000円	：	：	：	合計		120,000円/消費税11,200円	10%対象 80,000円/消費税8,000円			8%対象 40,000円/消費税3,200円		
	日付	品名	金額																																																																		
11/1	小麦粉	5,400円																																																																			
11/1	牛肉	10,800円																																																																			
11/2	キッチンペーパー	2,160円																																																																			
：	：	：																																																																			
合計		129,600円																																																																			
日付	品名	金額																																																																			
11/1	小麦粉※	5,400円																																																																			
11/1	牛肉※	10,800円																																																																			
11/2	キッチンペーパー	2,200円																																																																			
：	：	：																																																																			
合計		131,200円																																																																			
10%対象		88,000円																																																																			
8%対象		43,200円																																																																			
日付	品名	金額																																																																			
11/1	小麦粉※	5,000円																																																																			
11/1	牛肉※	10,000円																																																																			
11/2	キッチンペーパー	2,000円																																																																			
：	：	：																																																																			
合計		120,000円/消費税11,200円																																																																			
10%対象 80,000円/消費税8,000円																																																																					
8%対象 40,000円/消費税3,200円																																																																					

出典：国税庁ホームページ

制度の導入前に想定されていた課題

このように軽減税率制度の導入は、事業者にとって非常に大きな変化でしたが、先述した商品管理に関しては軽減税率に対応したレジやシステムに補助金を適用することができたので、それほど大きなトラブルは発生しなかったと思われていました。ですが、申告・納税については事業者の経理担当者がきちんと軽減税率の仕組みを理解し、正しく区分経理を行い、申告・納税できるかどうか大いに懸念がありました。

実務上の課題とは別に、ビジネス上の懸念もありました。その一つが消費者に便乗値上げであると勘違いされてしまうことです。例えば食料品店・弁当店の場合、販売品目は軽減税率対象商品ばかりなのですが、食品原料以外の仕入・諸経費には10%の税率がかかっているため、日々のキャッシュフローは2%圧縮されてしまっています。もちろん、区分経理を実施していれば申告時に仕入税額控除を適用できるのですが、中小企業・小規模事業者の場合には後述するように区分経理に対応できるかどうかという問題がありますし、この2%の差が経営にダメージを与える恐れもあります。そう考えると値上げ

もやむなしという判断になるわけですが、そのあたりの背景は一般消費者にはなかなか理解してもらえません。そのため、多くの事業者はそう思われることを避けるために、値上げを実施せずに我慢が続いています。

また、税務調査に関しては、過去の税率引き上げ時の適用税率の判断や経過措置の適否について、厳しく確認を受けたという話を耳にしたことはないのですが、おそらく今回も同程度の対応になるとみえています。しかし、当然ながら意図的に税率を誤魔化すようなことをしてはいけません。

一方で例えば、標準税率で納税すべき売上げを8%として継続的に処理し続けたりすれば、厳しく指摘されることが考えられます。

制度導入後に発生した 思わぬ落とし穴

実際に軽減税率制度が導入されると、思わぬ落とし穴がいくつか生じました。その最たるものが領収書のもらい方です。例えば、コンビニで会議の際に必要な水と文房具を買ったとします(図2)。水の税率は軽減税率、文房具の税率は標準税率となるので、同税率の品目ごとに区分された領収書が発行されることになり、経理すべき

金額が2件になりました。また、キャッシュレス事業者の一部が即時還元を行っている。還元後の金額を純額で経費計上するのも許容範囲ではないかと言われていますが、軽減税率と標準税率が混在している場合は、還元額を按分して純額で経理するか、経費を税率ごとに総額で経理し、還元分は消費税課税対象外の雑収入を計上する方法を取らないと、経理できないことになりました。そのため、経費を使用する場合は現金払いを推奨する企業もあります。

また、ある大手の製造卸では次のようなケースが発生しました。同社は自社の取扱商品の全てが飲食料品だと考えていましたが、軽減税率制度が施行される直前になって原材料の一部に食品表示法に規定されていないものがあることが判明し、急遽、対応を余儀なくされました。この場合の問題点は、調達現場の情報が経理部門に共有されていないなかったことにありますが、大きい会社になればなるほど、こういった事態が生じかねません。先ほどの領収書のもらい方のケースに関しても言えますが、やはり全社員で軽減税率制度の知識のある程度共有するとともに、部門を越えた情報共有を怠らないようにしなければならぬと思います。

図2 標準税率、軽減税率、
キャッシュレス還元が混在したレシート

コンビニ 三井 四谷店	
東京都新宿区四谷〇-〇-〇〇	
電話: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
2020年4月1日(水) 10:15	
領収証	
MJSウォーター500ml	¥108軽
ボールペン(黒)	¥110
合計	¥218
(内消費税)	¥18)
(10%対象)	¥110)
(8%対象)	¥108)
点数	2個
上記正に領収いたしました	
●●pay	¥214
キャッシュレス還元対象	(¥218)
キャッシュレス還元額	¥4
お預り合計	¥214
「軽」は軽減税率対象商品です。	

その他、少々特殊なケースを挙げますと、軽減税率制度の導入後にわずかな商品だけが軽減税率の対象品目であることが判明したこともありましたが、

ちなみに、そういった事業者はその商品の取り扱いをやめるか、急遽、レジやシステムなどの対応を進めるかといった経営判断を迫られることになり、多くの場合は取り扱いをやめています。それに似たケースは健康食品やサプリメントを扱っているクリニックなどでも発生しました。クリニックの業務のほとんどは医療サービスなので、健康食品やサプリメントを取り扱っている場合、それらだけは軽減税率になっってしまうからです。もちろん、このケースに関しても、レジやシステ

ムなどを導入するかどうかを検討する必要がありますが生じました。

リベート(販売奨励金等)に関しても、軽減税率と標準税率の混在が混乱を引き起こすケースがあります。例えば、リベートが飲食料品に対する仕入値引きである場合は、その仕入れに係る対価の返還等について軽減税率が適用されますが、販路拡大などの役割提供の対価(物流費など)である場合は、そのリベートについては標準税率が適用されるからです。そのため、多くの事業者は軽減税率制度の導入を機に契約内容の見直しを図り、リベートの内容を軽減税率のものか標準税率のものか整理し、シンプルに申告・納税ができるようにしています。

図3 税率や税額計算の方法の推移

税率	8%	標準税率:10%	軽減税率:8%
税額計算の方法		原則:割戻し計算 特例:積上げ計算	原則:積上げ計算 特例:割戻し計算
請求書等の発行義務		交付義務なし	交付義務あり (免税事業者発行不可)
仕入税額控除の要件	請求書等 保存方式	区分記載請求書等保存方式 (買手による追記)	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
		免税事業者からの仕入税額控除可	80%控除 50%控除 控除不可
		せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可	
		中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可	
仕入税額の計算の特例(1年間)		売上税額の計算の特例	
事業者登録			適格請求書等発行事業者登録申請開始
総額表示義務	誤認防止措置により 税抜表示可		総額表示義務適用

出典:「記載例でわかる 軽減税率対応 消費税区分経理・申告ガイドブック」

中小零細企業が
直面している課題

ここまでは主に大手企業や中堅企業
でよく見られるケースをお伝えしてき
ましたが、ここからは中小零細企業に
目を向けたと思います。

補助金などのおかげで、多くの企業
は軽減税率制度に対応したレジやシス
テムなどを導入していますが、小規模
飲食店などはそれすらままならず、今
も昔のレジを使用しているところが
見受けられます。飲食店の場合、外
食(標準税率)とテイクアウト(軽減

税率)を区分しなければなりません、
レジやシステムが古いままだと区分経
理に膨大な時間と手間を要しますし、
それができなければ積もり積もって納
税額に大きな差が出てしまいかねない
ので注意が必要です。

また最近気になるのは、経理担当者
の緊張感が薄らぎ始めているような印
象があることです。事実、軽減税率が
導入された当初は区分経理に真剣に取
り組んでいたのに、徐々に大雑把にな
ってきているところが見受けられます。
月次の決算がきちんとできている企業
であればその都度、チェックできるの
で問題ありませんが、年に数回しかや
りとりをしないところは特に注意が必
要です。確定申告の直前に区分経理が
できていない資料を渡されてしまっ
ても手に負えないので、これまで以上
に経理担当者と綿密なコミュニケーション
を取るよう心掛けたほうがよいで
しょう。

最後に今後、軽減税率制度に関連し
そうな話題をいくつかピックアップし
ておきたいと思います。2020年から
2021年にかけてマイナポイント※
が導入され、2021年4月には商品や
サービス価格の表示に関して消費税込
の総額表示義務が復元されます(図3)。
そして、さらに2023年には適格請

求書等保存方式(インボイス制度)が
開始され、納付税額の計算方法の原則
と特例が入れ替わります。これらの制
度の導入はいずれも区分経理の処理な
どに影響を及ぼすことになると思われ
ますので、今後の動向にもしっかりと
注意を払っていただきたいと思います。

BOOK



『記載例でわかる 軽減税率対応
消費税区分経理・申告ガイドブック』

編著:税理士法人平川会計パートナーズ
著:佐々木京子
発行:ぎょうせい、価格:2,970円

消費税額等の計算における基礎知識から今回の増税や軽減税率制度の内容、そして具体的な実務の方法まで幅広く網羅した一冊。経過措置や区分経理、申告書の記載例も掲載されているので、顧問先に軽減税率制度の理解を深めてもらうためのツールとしても活用できる。

※キャッシュレスでチャージまたは買物をする、マイナンバーに紐づくポイント25%が付与される制度

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で



QRコードからアクセスし、
ぜひお答えください!

大阪地区会

「こだわり旅行」 今昔物語

年に1回開催されている近畿ミロク会計人会・大阪地区会の「こだわり旅行」。
これまで誌面にて幾度かレポートを掲載しましたが、今回はこの旅行が始まったそもそもの経緯、
これまで9回の旅行内容を、大阪地区会の先生方にリレー形式でご紹介いただきます。

第1回 新車両と 城崎温泉を 楽しむ



植田 卓 先生

そもそもは、今から9年前の2011年春のある日、突然に始まりました。

今は退職された近畿会事務局のIさんが私の事務所に来られ、実は、大阪地区会で旅行をすることになったので、内容の相談をしたとのことでした。何でまたと伺ったら、大阪地区会のある役員から、地区会の会長（つまり当時の私）が地区会行事のゴルフコンペにこないのはどういふことかと聞かれ、会長はゴルフをしないので来ませんと答えると、それなら会長が参加できる行事を考えると言われたそうです。それで、会長が参加する行事って何をすればいいのかと検討したところ、会長は鉄ちゃん（鉄道オタクのこと）なので、電車に乗る旅行をすれば来るのではないかということになり、鉄ちゃんが喜ぶ企画は鉄ちゃんに聞くのが一番だということで、今日、私の事務所に来られたそうです。

ただ、参加していただくのは鉄ちゃんでない先生方なので、鉄ちゃんを喜

ばせるといふ大義名分を持たせながら、中味的には皆さんに喜んでいただく企画を考えたところ、ちょうどその年に城崎温泉へ行く福知山線回りの特急「こうのとりのり」と姫路回りの特急「はまかぜ」がいずれも新車に置き換わったところなので、それぞれに乗ることを鉄ちゃん向けの企画とし、参加された皆さんには城崎温泉で楽しんでいただくこととしました。

第1回目の「旅のしおり」の表紙を見ると、そのいきさつがよく表れています。ただし、城崎温泉は有名な温泉なので、既に行ったことのある方々も多く、それまでとは違う、何か「こだわり」のある旅行にして違いを付けてみたいと思いました。

城崎温泉は、今でこそ各旅館の中で温泉（すなわち内湯）に入ることができず、昔は湯量が少なく、旅館に泊まっても外湯へ入りに行くのが普通でした。そんな経緯から、今も城崎温泉には7軒の外湯が健在で、せっかくなので、浴衣姿で外湯を巡りながら、温泉街の風情を自由に楽しんでいただく時間を4時間設けました。

それから、MJSのユーザーなので、IT関係の研修をMJSに1時間お願いすることとし、講師には大阪人の激しいツツコミ質問にも耐性がある方を



第1回

左／記念すべき第1回の「旅のしおり」の表紙 右／玄武岩の不思議な美しさが望める玄武洞にて

と考えて、やはり大阪出身である笹さんにお願したところ、快く引き受けていただきました。

このような経緯で始まった大阪地区会旅行ですが、何かこだわりの旅行と、普段は聞けない研修に会員先生方のご理解を得て、その後毎年続いていくこととなりました。

第2回
中山道
寝覚の床



森田 昌子 先生

第1回の城崎温泉は、たっぷり温泉につかって体がほどよくふやけた後は、旅館の豪華な食事を満喫するというお

気楽な旅行でした。

翌年の8月、当然今年もお気楽路線の旅行であると信じて疑わなかった私は、スカートにハイヒールという温泉旅行スタイルで出かけました。木曾・中山道の馬籠宿で昼食を取った後、中山道を歩いて妻籠まで移動すると知った時は、このまま帰れるものなら帰りたいとさえ思いました。女性税理士のT松E子先生もN井Y子先生もスカートにハイヒールで参加しています。声を大にして不満を訴えても、他に交通手段はなく歩くしかありません。

真夏の中山道をハイヒールで歩くのはまるで罰ゲームのようなもので、歩きにくいのはもちろん靴のかかとは傷だらけになります。文句を言いながら進んで行くと、今度は中山道の随所にクマよけの鈴が置いてあるではないですか。クマに遭遇してしまつたら、ハイヒールを脱ぎ棄てて素足で走って逃げなければならぬのかと思うと、怒りと恐怖がこみ上げてきて、地区会旅行は今回を最後にしようと思心に誓いました。しかし、クマと遭遇することとはなく、やっとの思いで妻籠の旅館に到着してまたびつくり！部屋には浴室も洗面所もトイレもなく（エアコンだけはありました）、昭和時代の修学旅行生が泊まるような旅館が私たちを待

っていてくれたのです。

この旅館で熟睡できたかどうかはもう記憶にないのですが、翌日は寝覚の床を目指して、アップダウンのある山道を傷だらけのハイヒールでまたせつせと歩きました。

この時、地区会旅行には二度と行くまいと決意したにも関わらず、翌年も懲りずに参加。その後も毎年参加して、気がつくと連続9回も参加していました。

ただし、3回目からは旅行のしおりに「歩きやすい靴でお越しください」という注意書きが添えられるようになりました（笑）。

第3回
筏で
激流を下る



吉田 紀夫 先生

特急くろしお3号（グリーン席）で紀伊勝浦に到着する。貸切りバスで移動し、補陀洛山寺と浮島の森を観光する。

宿泊先の入鹿温泉の瀕流荘からトロッコ列車に乗って湯ノ口温泉へ。紀州鉾山トロッコ列車は約1km、所要時間10分の鉄道。紀州鉾山は奈良時代から続く古い鉾山で、1978年に閉山となつたが、トロッコ列車は1987年に

第3回

第3回は紀伊半島南部を巡る旅



坑内観光用として復活した。温泉は地下1300mから湧き出す45・7℃の食塩温泉で、当時の坑夫達の入浴施設そのままを偲ばせる古い佇まいであった。

翌日は北山村で筏下り。筏流しはこの村で600年以上前から、木材を組んで上流から下流に運ぶ手段として栄えてきた。観光で筏下りができるのは全国でも北山村のみとなっているそうだ。杉の丸太8本で組まれ7連結した全長30mもの筏で、筏師の見事な権さばきのもと、豊かな自然に囲まれ激流に挑む筏下りはスリル満点で感動ものだった。

車中にて名物の高菜のおむすびをいただくながら、バスは帰路のJR白浜駅へと向かう。



第2回

上/クマ出没注意の看板! とにこやかな植田先生 右/馬籠にある島崎藤村の記念館にも立ち寄りました



第4回 しまなみ海道を歩いて渡る

吉田 紀夫 先生

のぞみ1号（ここにも拘りがある）にて福山で下車。瀬戸田パーキングエリアから多々羅大橋全長1480mを全員徒歩で横断する。海の上は日照りをまともに受け風もなく、これまで



第4回

左/JR予讃線の五郎駅にて集合写真を撮影。下/全長1480mの多々羅大橋を背景に



経験したことのない暑さである。この橋は広島県と愛媛県との県境に架かり、完成時では斜張橋として世界最長であったそう。鳥が羽を広げたような美しい橋である。

午後から内子町を見学、メインストリートは江戸時代から大正時代にかけて建てられた商家や民家が残る風情のある通りであった。

JR五郎駅から下灘駅に降り散策する。下灘駅は眼下の国道378号「夕やけこやけライン」が整備されるまで、日本で一番海に近い絶景を楽しめる駅だったそうで、数々の映画やドラマに登場したそう。

明朝は伊予鉄道「坊っちゃん列車」で道後温泉に。道後温泉本館で入浴し、神の湯2階でゆったり時を過ごす。

スパージェット船で松山港から広島港に入港、そして路面電車の広島電鉄に乗りし、広島駅へと帰途につく。

第5回 夢の吊橋を渡る

吉田 紀夫 先生

ひかり460号で浜松着。こだま640号と在来線を乗り継ぎ金谷駅で下車し、大井川鐵道に乗る。大井川鐵道では1976年に日本で初めて蒸気機関車（SL）の動態保存（動作可能



右/大井川鐵道では名物の「汽車弁当」を堪能しました。下/大井川鐵道の終点、千頭駅で記念の一枚



第5回

な状態で保存されていること）がされている。昼食はSLの名物弁当「汽車弁当」をSL車窓の景色を楽しみながらいただいた。

寸又峽に架かる吊り橋は全長90m。大間ダム湖は、エメラルドグリーン美しい湖面をしていることから「夢の吊橋」と言われ、「世界の徒歩吊橋10選」に選ばれたそう。宿は寸又峽温泉。単純硫黄泉で湯上

第6回

左/第6回のメインイベントはこのパラグライダー！下/石川県と岐阜県を結ぶ白山・白川郷ホワイトロードにて



がりの肌のつるつるすべすべした感じが特徴でその効用から「美女づくりの湯」として知られ、今回のメンバーにも随分効果があったようだ。

翌日は南アルプスあぶとラインに乗車。長嶋ダム湖に架かるレインボーブリッジに挟まれた奥大井湖上駅は、湖の上に浮かぶ駅として有名で、「日本の不思議な駅ベスト3」で第1位に選ばれている。接岨峽はV字型に切り立つ

た断崖が約12kmにわたって続く渓谷と吊り橋が魅力。

静岡で夕食にうなぎを食し、ひかり481号(グリーン車)で新大阪へ。

第6回 空飛ぶ会計人

吉田 紀夫 先生

JR特急サンダーバード9号で金沢に着く。北陸鉄道を乗り継ぎ鶴来駅下車。昼食を済ませ、いきなり今回のメインイベントのパラグライダーが始まる。

ここは獅子吼^{ししう}高原。相変わらずの炎天下の体力勝負だ。高度600mの山頂は太陽が近いただけ日射が強くほとんど無風状態で暑い。インストラクターが私の背につく。強い向かい風を待つ。合図で走り出す。数歩で後方のパラシュートが開きかける。強い力で後ろに引き戻される。とにかく10数m先のガケまで走らないと。足下からガケに落ちたと感じたすぐさま、上昇気流に乗る。地上にはない激しい風に全身が翻弄される。気持ちが悪く落ちて下を見ると森も人家も周囲もまさに箱庭のようだ。地上の顛末な雑事から解放された気分になる。

当日の宿は「和田屋」。古い旅籠屋のようだが、あなごるななれミシユラン

の一つ星だ。

2日目は白川郷を見下ろして昼食。全員で記念写真、みんな日焼けして真っ黒だ。早めの夕食にそのままを食す、意外とタンパクな味。ひかり521号(グリーン車)で帰路につく。

第7回 九州に避暑に行く

吉田 紀夫 先生

この旅行で初めての空路で大分を目



右/2日目の熊野摩崖仏の恐ろしい階段
下/身も心も癒された稻積鍾乳洞

第7回



指す。「よほど、我々の日頃の行いが良いのかな」。ゆっくりと北上して来る台風5号の影響で大分空港に出迎えに来たバスに乗るなり、いきなりの豪雨となる。ところが目的地の観光地に着くと不思議と晴天に恵まれる。

まず岩壁に刻まれた臼杵磨崖仏^{うすきまがいはつ}を観覧する。「マガイブツ」といっても、もちろん「まがい物」ではない。61体が国宝に指定されている。昼食はB級グルメといいながら、とり天が旨い。



第8回

上/中尊寺の金色堂新覆堂の前にて
左/わんこそばの大食い認定を受けました!



午後からは稻積鍾乳洞に行く。内部は年中16度。ひんやりとして汗が一気に引く。3億年かけた水・石・風に形成された異次元の世界。マイナスイオンで身も心も癒される。

宿は長湯温泉「大丸旅館」という老舗。山の中で九州なのに信州にいるかのように涼しい。外湯のラムネ湯に入る。32℃でいつまでも浸かっていられる。体をこすると無数の炭酸のアワが楽しい。効能は「身も心も清められる」とあった。例年どおり宿の中も外にもスナックもカラオケもない。せせらぎの音を聞きながら、身も心も清められたまま就寝する。

2日目は別府温泉「望海」という旅館で露天風呂に入る。昼食に関サバと関アジが丸一本ずつお膳に並びその量、味とも大満足であった。

珍しく今回は往復空路で食事も宿も贅沢な大名旅行であった。

第8回 バンドネオンを聞きに盛岡に

吉田 紀夫 先生

仙台空港まで空路で、JR仙台駅から東北新幹線こまち9号で盛岡駅に到着。まずは定番のわんこそばをいただく。メンバーの内、2名が大食いの認定を受けた。

世界遺産に認定された中尊寺と毛越寺を拝観する。毛越寺の庭園は水と緑で極楽浄土の世界を表現した、日本有数の浄土庭園という。

早めに宿に着き、夕食会場の「アンサンブル」へ。「アンサンブル」は、東北地方で唯一のバンドネオン・ヴァイオリン・ピアノのトリオの演奏が聞けるライブレストラン。バンドネオンの奏者は日本で10数人しかおらず、その最高齢者が森川 俱志氏という1936年生まれの方だ。失礼ながら聞けるのは今のうち、ということでは旅行計画を中止してやって来た(ちなみに今もお元気で活躍中です)。タング・シャンソン・映画音楽を聞きながらドイツワインをいただき、優雅なひとときを過ごした。

翌日は宮沢賢治記念館を訪れた後、今回旅のもう一つのハイライト。C58 239を復元し、運行する「SL 銀河」は宮沢賢治の「銀河鉄道の夜」をテーマにしている。JR釜石線の通称「めがね橋」で1時間前からシャッターチャンスのために各自スタンバイ。さぞ良い写真が撮れたことでしょう。昼食は遠野のふるさと村でジンギスカンをいただき、花巻温泉でリフレッシュして花巻空港から伊丹へと帰路につく。

第9回 青木ヶ原樹海へ行く

吉田 紀夫 先生

のぞみ214号で東京へ。JR新宿駅から富士急行の富士回遊93号で河口湖を目指す。

富士山パノラマロープウェイに乗り、天上山公園展望台より富士山と河口湖、遠くには南アルプスなどの大パノラマを楽しむ。そののち河口湖遊覧船に乗り、下船後、乗船前に見つけたお店で

全員いろいろな種類のカキ氷を食する。おいしい。

富士レークホテルで毎度のことがら1時間研修を受ける。大浴場は富士山の地下1500mから湧き出る天然温泉。

明朝はいよいよ青木ヶ原樹海・洞窟探検。「昨日のツアーで一人帰って来なかったの探しに行きます」と言うガイドさんに付いて行く。一般観光客が足を踏み入れることのできない青木ヶ原の奥深く、観光用ではなく本物の火

山洞窟に入る。45度の傾斜でロープを使う。中は真っ暗で一面氷の世界。滑って重軽傷者3名(全治3日間)が発生するも、メンバーの一人も欠けず、一人も増えることなく探検を終了する。三島駅からひかり481号の車中でお弁当。行きも帰りも新幹線はインバウンドで満員だった。



第9回

右/ガイドさんの案内で青木ヶ原の奥深くへと 下/負傷者発生も無事に探検を終了!



第10回 開催案内

執筆: 植田 卓先生

毎回、個人や税理士会の支部では行くことのないような企画と、内容の濃い情報を聞かせていただく大阪地区会旅行も、おかげで本年は第10回を迎えることとなります。今まで、信じられない階段を上ったり、山道でヒルに血を吸われたり、宙ぶらりんで空を飛んだり、特に昨年は洞窟の中で転倒者続出という超ハードな結果になりました。

本年8月は、第10回目という節目を迎え、目的地は第1回目と同じ城崎温泉とし、内容的には今までとは違うソフトな方向で考えております。ただし、ユニークでこだわりのある企画と内容の濃い研修であることには、変わりはありません。

詳細は、内容とスケジュールが固まった段階で先生方に案内させていただきます。

MJSソリューションの紹介

MJSは多彩な製品・サービスを提供しています。本コーナーでは、その中でも会計事務所の先生方にぜひ知っていただきたいソリューションを厳選してご紹介します。

【今月のソリューション】「MJSのテレワーク支援サービス」

リモートでの業務、
セキュリティ面をサポート

今年に入り世界各国そして日本国内で猛威をふるっている新型コロナウイルス。その感染拡大予防としてより一層注目度が高まっているのがテレワーク（在宅勤務）です。今回は、テレワーク導入を検討する顧問先様への助言に向けて有用な、MJSが提供するテレワーク支援サービスを紹介します。

テレワークとは、情報通信手段を取り入れた就労形態の一種で、時間や場所の制約を受けず柔軟に働くことができます。事業主、従業員双方にメリットがあり、導入する企業が延年増えています。そして今年、通勤時や業務上の外出による新型コロナウイルス感染予防を目的とし、テレワークを導入する企業が二気に増加しています。MJSでは、テレワークを実施するに当たり、リモート環境での業務遂行、また非常に重要になる情報セキュリティ対策面でのさまざまなソリューションを提供しています。詳しくはMJSの各支社・営業所にお問い合わせください。

【リモート業務支援】



自宅からオフィスのパソコンが利用できる

自宅のパソコン(PC)、タブレット、スマートフォンなどからオフィスのPCにアクセスし、MJSシステムやその他の業務ソフトなどを利用することができます。



遠隔地のパソコン画面の共有・遠隔操作が可能に

離れた場所でもPCのデスクトップ画面共有を可能にするサービスです。ホストにあたるPC(事務所・本社など)からクライアントPC(顧問先・支社など)の画面共有、操作指導などが行えます。



従業員セルフ入カクラウドシステム

「経費精算」「勤怠管理」「ワークフロー(承認申請等の電子化)」などから構成されるクラウドサービスで、従業員はいつでも、どこからでも入力することができます。ハンコのための出社が削減できます！



会計・給与クラウドサービス

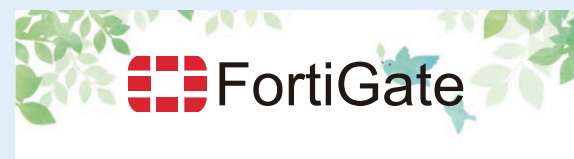
インターネット経由でいつでもどこでもアクセスできるクラウドならではの利点を活かすことで経理・給与業務を簡単にテレワーク化できます。

【情報セキュリティ対策支援】



情報セキュリティ対策専用機

「パソコン操作履歴の取得・USBメモリ等の読み書き制御・危険なWebサイトへのアクセス禁止等の機能を実現」する、専任の管理者を必要としない情報セキュリティ対策の専用機です。これらの機能により、テレワークでも、「情報セキュリティ対策と適正な労務管理」を簡単に実現することができます。



複合型脅威対応セキュリティシステム

ファイアウォール・アンチウイルス・アンチスパムなどの機能を持った複合型セキュリティシステムです。自宅のPCと社内との通信を専用回線をつなぎ、「簡単に・素早く・安全なテレワーク環境を構築」することができます。





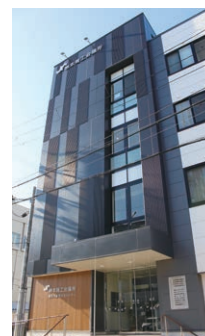
手厚い経営支援で地場企業を支え続け 事業拡大や新たな業界の開拓にも注力

瀬戸内海で最大の面積を誇り、約13万人が暮らす淡路島。その中心の兵庫県洲本市で半世紀にわたって地場企業を下支えてきた真野税理士事務所。親子で事務所経営に取り組む所長の真野 耕治先生とご子息の陽一先生に、これまでの歩みと展望などを伺いました。

事務所 訪問

真野税理士事務所

所在地 兵庫県洲本市本町4丁目5番3号
洲本商工会議所4階
TEL 0799-22-1683
設立 1970年
職員数 6名



経営コンサルタントとして 顧問先と向き合う

——真野 耕治先生は50年前、淡路島で最も早く税理士登録をされたそうです。まずは事務所開業の経緯をお聞かせください。

真野 耕治所長（以下、耕治先生） 真野家は税務一家で、私の父の勝一は長年、税務署に勤務して熊本国税局長を、兄の新（あらた）は国税局調査部次長を最後に退官（親・子とも姫路税務署長も歴任）。各々退官後、大手企業の監査役になったのですが、同時にふるさとの洲本市に事務所を立ち上げました。そして、1972年頃から私がその事務所の実務を手掛けることになったので

す。

——60年代当時、淡路島では税理士はどのくらいいたのでしょうか。

耕治先生 40数人ほどでした。現在も同じくらい税理士登録数はありますが、約半数は自宅開業者です。

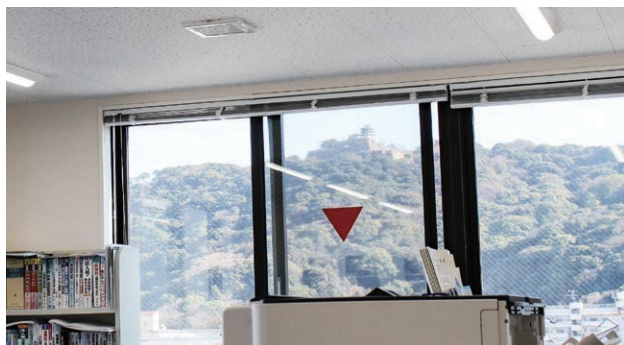
——どのような事務所を目指して開業し、経営を続けてきましたか。

耕治先生 開業当初から、一貫して「単に記帳を行うのではなく、顧問先の経営コンサルタントでいこう」というコンセプトを掲げました。現在、一部記帳業務を行っていますが、その割合はコンサルティング業務と比べるとかなり低いものです。

——60年代、税理士が経営コンサルタントを標榜する例は珍しかったと思う

のですが、そのあたりについてはいかがですか。

耕治先生 「中小企業経営においては、経営者が会社の経営をしつかり把握していることが肝要」という先輩からの助言がきっかけでした。この言葉を常に意識するよう心掛け、徹底して顧問先の自計化を推進、その他さまざまな経営支援を行ってきました。特に80年代以降は、コンピューター技術の発達とともに進歩したMJSの各種ソフトを大いに活用させてもらいました。日頃から自社で経営数字を見える化すれば、確実に自立した経営と成長につながると思います。



洲本商工会議所の4階に入るオフィスの窓からは洲本城を望むことができます

——顧問先はどのように増やしていたのでしょうか。

耕治先生 地方ならではの人情やつながりを大事にしました。さまざまな方面で顔がきき、世話好きで親分肌の経営者などを通じて、私どもの経営支援にかける思いを聞いていただき、徐々に顧問先が増えていったのです。現在、顧問先は主に島内ですが、島外の顧問先もあります。

——その後、ご子息の陽一先生が事務所に加わったのですか。

真野陽一先生（以下、陽一先生） 私はまさに父の背中を見て育ってきました。当事務所に入る前に異業種の仕事も経験したのですが、顧問先の経営をサポートするこの仕事に当初から大きなやりがいを感じました。自分の努力がそのまま顧問先の成長と発展につながり、感謝してもらえることは実に素晴らしいと思います。近年では事業承継や相続関係の相談が多く、中には複雑な案件もありますが、これからも父の言う「経営コンサルティング」の線で丁寧に対応しております。

淡路島の歴史や文化 現在の産業構造

——事務所がある淡路島について、あらためて特徴や魅力を教えていただけますか。

ますか。

耕治先生 瀬戸内海最大の島として知られていますが、橋で本土とつながっていて神戸や大阪といった都市圏とのアクセスも良いので、現に通勤・通学者が多いです。税務署職員も通勤されております。正直、日々の生活で「こは島だ」と実感することは少ないです。島内に高等学校も6校あります。特徴としては、何といても歴史的に重要なスポットであるということが挙げられます。『古事記』や『日本書紀』

の国生み神話によると、高天原の神々からの命を受けたイザナキとイザナミが天の浮橋から青海原に天の沼矛を入れてかき混ぜ、引き上げると、剣の先から一滴ポチャンと落ち、それが島になったとのこと。そして、一説によると淡路島北端に浮かぶ絵島が、この時にできた日本で最初の「おのころ島」だと言われています。古くから景勝地として知られ、多くの和歌に詠まれました。

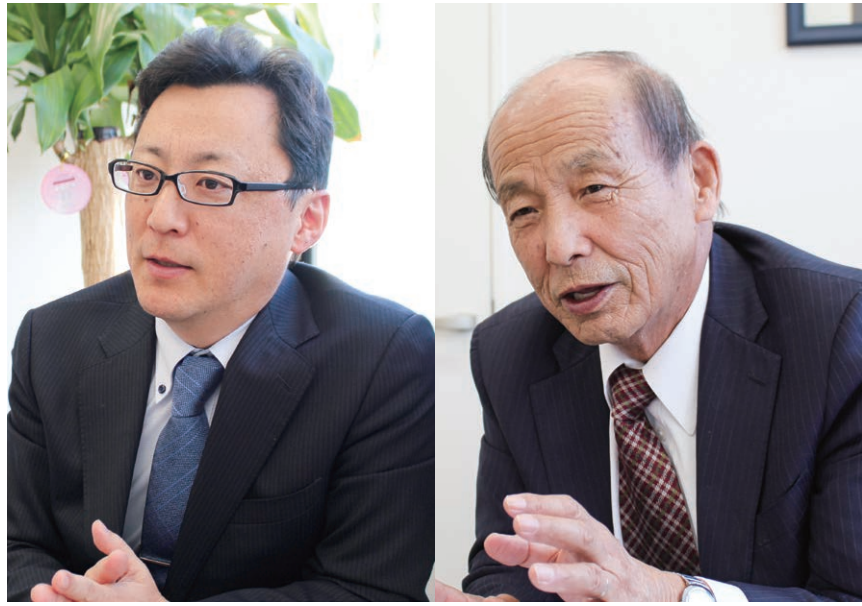
また、古代から平安時代には朝廷に山海の幸を献上する「御食つ国」の一つだったため、現在も春夏秋冬おいしい特産物がたくさん得られることで有名です。

——産業面ではいかがですか。
耕治先生 70年代にできた大手電機メ

ーカーの工場で1500人以上の地元住民が働き、その子会社や孫会社が次々と生まれ、成長していった90年代半ば頃まではモノづくり産業に活気がありました。バブル崩壊後のリストラや廃業で勢いを失ってしまいましたが、現在も当時培った技術を武器とするモノづくり企業が頑張っています。中には1000人規模の従業員を擁し、地域経済を支え続けている企業もあります。

陽一先生 ただ、昨今では人口減が深刻化しているのに加えて、四国と関西の両方と橋でつながっていて気軽に島外に買い物ができることもあって、販売業が非常に厳しい状況を強いられています。起業意識が高い若者がいても島では稼げないため、「商売するなら神戸や大阪に出よう」という発想になってしまうのです。

一方で活気づいているのが農業や水産業などの第一次産業です。15〜16年前からブランド化・高付加価値化を図り、いまや全国区の知名度を誇るようになったタマネギ、春秋のサワラや冬のフグ、ノリ養殖業などの水産関係の他、最近では淡路牛が高評価を受けており、牛の販売単価も上がっているのが畜産業が好調です。実際、顧問先にも第一次産業従事者が多数います。



右／半世紀以上にわたり地場企業を支えてきた真野 耕治先生
左／事務所として提供できる業務の幅を広げることに注力する真野 陽一先生

業務拡大や新たな顧客開拓で 収益の軸を増やす

——時代の流れとともに島の産業構造が大きく変わってきたわけですが、その中で今後どのような展望を描いていますか。

耕治先生 これまで通りの丁寧な経営支援をコツコツと実践していくことが第一だと考えています。と同時に、これからますます人口減が深刻化してい

くことは明らかですから、業務の幅を広げて収益の軸を増やしていくことが大事になってきます。この点に関して、息子が新たな業種・業界にアプローチするなど奮闘してくれています。

陽一先生 税務を中心とした経営コンサルティングで顧問先をしっかりと支えることを大前提として、洲本市の監査役を務めたり、各種催し物に精力的に出席し、基礎づくりに取り組んでいます。

History & Story 税理士までの歩み

真野 耕治先生

父の勝一氏は熊本国税局長、兄の新氏は姫路税務署長を務めるなど各地で活躍されましたが、耕治先生は地元を基盤とし、地場産業をしっかりと支えていく道を選ばれました。税務署OBではなく、一般組で大阪にある会計事務所などで修業した後、1970年に資格を取得。そして地元に戻って真野税理士事務所の所長になりました。

真野 陽一先生

小さい頃より父の背中を見て育ち、早い段階で税理士の仕事を意識していたという陽一先生。島の高校を卒業した後は神戸市の大学に進学し、異業種での仕事を経験し、1990年代後半にUターンして事務所に加わり、2007年に資格を取得しました。

また、新たな顧客開拓でいえば、ここ最近特に注力しているのが畜産業界へのアプローチです。先ほども触れた通り活況を呈しているだけでなく、牛たちを遠隔監視したり、自動で乳しぼりをしたりといったICT技術もどんどん発展しています。ただその一方で、畜産業界には昔ながらのキツイ・汚い職場というイメージで若い人材が集まりにくい面もあります。そこで、経営環境を整えるのもちろんのこと、こ

うした技術や機器への投資でシステムティックな運営体制を確立することが求められています。法人化や設備投資に関する各種補助金申請などのサポートの他、新たなシステムを導入した後の運用や経営支援まで、私たち税理士にできることは多々あるので、積極的にお手伝いしていきたいと思えます。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

近畿ミロク会計人会

兵庫県姫路市 毛利 恵行



「舌癌そして 鬱病からの復活」



ペルーにある古代インカ帝国の遺跡、マチュピチュを訪れた際の一枚です

私は15年前、堀ちえみと同じ症状で舌癌になり、病院の先生からは舌を半分切るしかないと言われました。それが回らなくなるといふことは、税理士業の継続が困難となり「廃業」という二文字が脳裏をよぎりました。家族はどうなるのだろう、職員はどうなるのだろうと頭の中が真っ白になりました。

しかし、舌を切らずに舌癌を治療する「癌治療の最前線」というテレビ番組を見たことを思い出し、早速インターネットで検索してみると京都大学医学部附属病院で「小線源治療」という術式があるということが分かりました。今まで撮ったCT・MRIなどの画像を持ってセカンドオピニオンとして京大病院で診てもらおうと、今ならステージⅡなので小線源治療ができると回答をもらい早速入院しました。1カ月間の放射線照射後、小線源の治療も無事終わり、4カ月後には舌を切ることなく仕事が続けられていることに感謝しました。その1年後、リンパ節にしこりのようなものが出来たため診てもらおうとそれは癌細胞でした。リンパ節に転移するとすると、癌細胞が全身を駆け巡ると聞いていたので今度はダメかと絶望しました。

しかしその癌細胞は転移したのではなく、小線源治療をするための外科手術の際に癌細胞をそこに移植したような状態になったのではないかとのことでした。放射線を照射した箇所を切開すると治療が遅く、行う必要のなかったリンパ節廓清後の痛みはなかなか治まらず悔やまれました。さらに1年後、軽度の脳梗塞を発症し方向感覚の麻痺や運動機能障害が出ました。CT画像を見せてもらおうと、脳の一部が白化しているのが分かりました。ただでさえ精神を病んでいるのに追い打ちをかけるように悩みごとが増え、鬱の状態になりました。

この鬱状態を脱するには自分が楽しいと思えることをやるべきだと心に決め、妻と旅行をすることにしました。まずは身近な温泉地から始め、そのうち寺めぐりをテーマに四国八十八ヶ所巡りも達成しました。そうしているうち自分と鬱状態が改善されてきたように思います。当然、定期的にCT検査もしていましたので、先生から白化した患部が周りの脳の圧力によっていつの間にか小さくなり、健康な状態に戻っていると告げられたときの喜びはひとしおでした。

今では世界遺産巡りをテーマに年3回を目標として妻と海外旅行を楽しんでいます。

表紙の写真



「琵琶湖に昇る朝日」
(滋賀県)

滋賀県の面積の約6分の1を占める琵琶湖。世界で20ほどしかない古代湖の一つで、世界で13番目に古いとも言われています。その名前は、湖上に浮かぶ竹生島にまつられている弁才天が持つ楽器の琵琶が湖の形に似ていることに由来します。長い歴史と変化に富む環境を持つ琵琶湖は生物相が豊かで、約600種の動物と約500種の植物が生息し、ビワマスやセタジミなどの固有種も多く見られます。

MJSより

製品解説から経理体操まで
YouTubeで動画を配信中!



MJS YouTube
公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

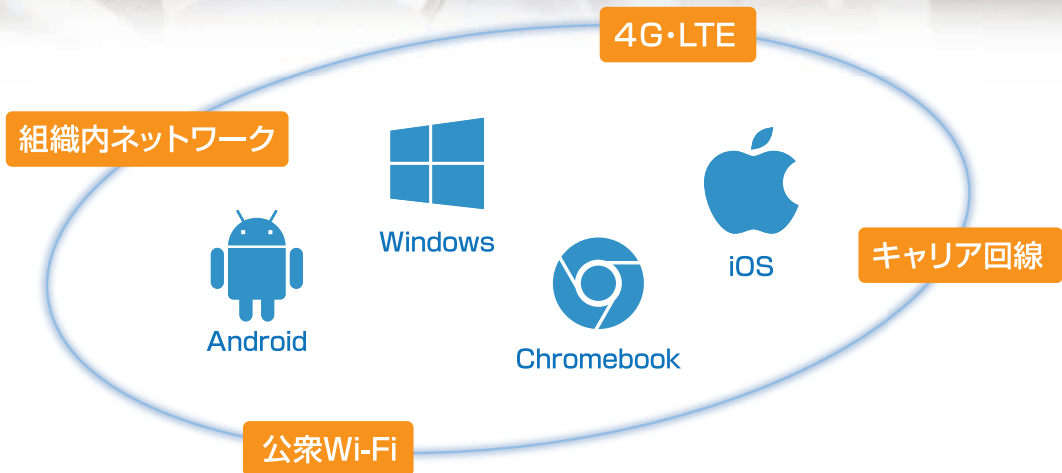
配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

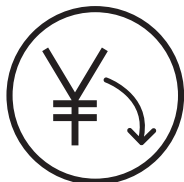
※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載



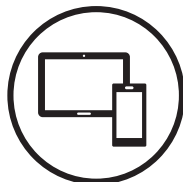
マルチデバイス対応の クラウドWebフィルタリングで セキュアなテレワークを実現



InterSafe GatewayConnection



初期投資・運用コスト
削減



スマートデバイス
活用支援



セキュアに
テレワーク

+



Wi-Fi Security
Business

フリーWi-Fiが
セキュアに使える

お問い合わせ

アルスシステムインテグレーション株式会社

<https://www.alsi.co.jp/>

e-mail ssg@alsi.co.jp

alsi

